

Deloitte.

デロイトトーマツ



各国・地域の税制概要とホットトピックス 韓国

令和3年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイトトーマツ税理士法人

2022年1月



目次

韓国の税制概要		ホットトピックス	14
法人税コンプライアンス	3	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置	16
課税所得計算	4	韓国の移転価格税制の概要、各国特有の事項、 ホットトピックス	
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	6	移転価格税制の概要	18
進出・撤退時の留意すべき課税関係	7	LF/MFの概要	19
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	9	国別報告書の概要	20
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	10	最近の移転価格調査におけるトピックス	21
法人課税にかかる各種優遇税制措置	11	移転価格税制の動向 （新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）	22
PE課税－PE類型	12		
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	13		

韓国の税制概要

法人税コンプライアンス

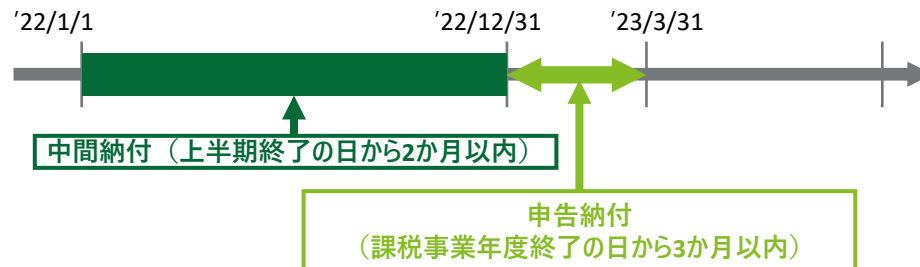
居住者については全世界所得課税となる。所得に応じて税率は高くなり最高25%となる。なお、ミニマムタックスが優遇措置が付与されている場合でも課される点に留意が必要である。

法人所得税

居住者	法人の本社または 実質的管理地 が韓国にある場合は居住者となる。
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人所得税の税率は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2億ウォン以下：10% ➢ 2億ウォン超～200億ウォン以下：20% ➢ 200億ウォン超～3000億ウォン以下：22% ➢ 3000億ウォン超：25% ■ 地方税を加味した実効税率は11～27.5%となる。 ■ なお、優遇税制適用前の課税所得金額に以下の税率を乗じて算出するミニマムタックスが、優遇措置が付与されている場合でも課される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中小企業：7% ➢ その他の法人： <ul style="list-style-type: none"> • 100億ウォン以下：10% • 100億ウォン超～1000億ウォン以下：12% • 1000億超：17%
課税年度	課税年度は 暦年 、又は法人により 選択 されるが12か月を超えないものとする。

申告納付期限	課税年度終了の日から 3か月以内 。 (連結納税及び誠実申告確認書*を提出する場合には、課税年度終了の日から4か月以内。) (*) 誠実申告確認書とは、特定業種などの要件を満たす法人に該当する場合、税理士及び公認会計士に申告の正確性及び適切性について確認を受けて提出する書面のこと。
中間納付	上半期終了の日から 2か月以内 に納付。
時効	申告期限から 原則5年 (申告書未提出の場合には7～10年。不当行為があった場合には10～15年。)
連結納税制度	あり

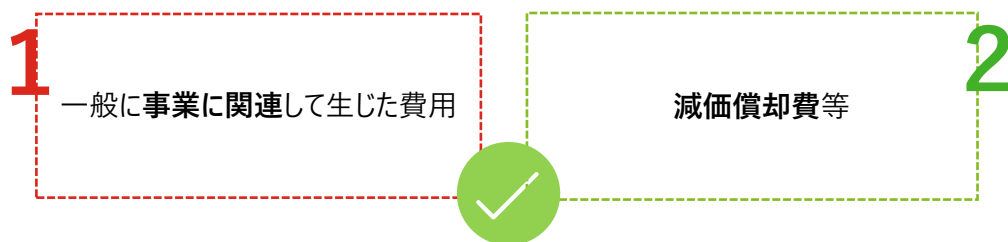
例：12月決算の場合



課税所得計算（1/2）

損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。



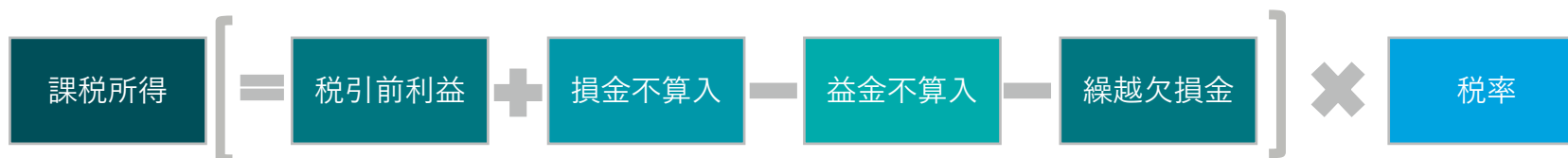
$$\text{課税所得} = \left[\text{税引前利益} + \text{損金不算入} - \text{益金不算入} - \text{繰越欠損金} \right] \times \text{税率}$$

損金算入項目

- **損金不算入** として、留意すべき項目の代表例

交際費	所定の 限度額 （基本限度と収入金額別の限度の合計額）を 超えない交際費等は控除可能 。ただし、1回の接待に支出した交際費のうち、3万ウォン（慶弔金の場合は20万ウォン）を超過する部分について、クレジットカード領収証、現金領収書又は税金計算書などの 適格証憑を受領していない支出は損金不算入 となる。
引当金・準備金	貸倒引当金、退職給与引当金等は、 一定の限度額の範囲でのみ控除可能 となる。
寄附金	政府機関等への寄附金は繰越欠損金控除後の課税所得の 50%まで控除可能 。社会福祉、文化、芸術、教育、宗教、慈善事業などの特定の公共目的の寄附金は、（政府機関等へ寄附金控除後の）課税所得の 10%まで控除可能 となる。
その他	決算確定時の剰余金の処分等の 資本取引からの損失、固定資産再評価損、税金等、罰金等 は 損金不算入 となる。

課税所得計算 (2/2)



益金算入項目

- **益金不算入** として、留意すべき項目の代表例

受取配当

一定の要件を充足する場合、内国法人からの配当はその持ち分に応じて**30%から100%の割合で益金不算入**となる。国外法人からの配当は、**原則、全額が課税**される。

- **繰越欠損金** について

欠損金等

- 2020年1月1日以降に生じた欠損金は**15年繰越可能**（それ以前に生じた欠損金は10年のみ繰越可能）。
- 課税所得の**60%まで控除可能**（中小企業は課税所得の**100%控除可能**）。
- 欠損金の繰戻しは原則として認められていないが、**中小企業のみ1年間の繰戻しが可能**。

- **税率** について

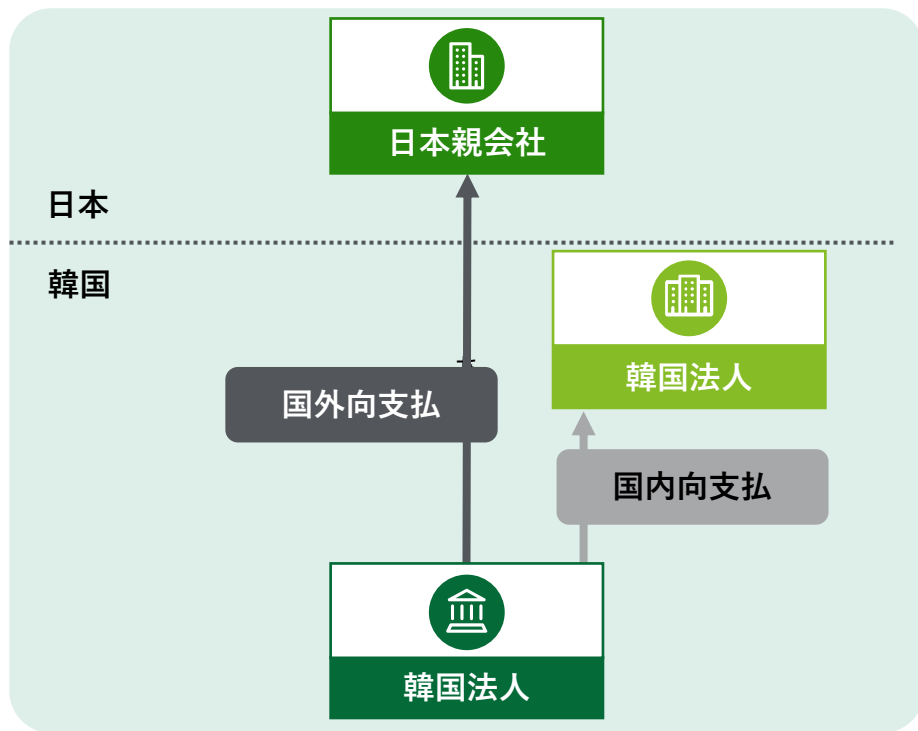
税率

- 2億ウォン以下：**10%**
- 2億ウォン超～200億ウォン以下：**20%**
- 200億ウォン超～3000億ウォン以下：**22%**
- 3000億ウォン超：**25%**
(地方税を加味した実効税率は**11～27.5%**となる。)

中小企業優遇措置

- 中小企業とは (1) 資産総額が**KRW 5,000億以下**、売上高が**業種別基準以内**であり、(2) **所有と経営が独立**している、(3) 主たる事業が**消費型サービス事業でない**等の条件を満たす会社をいう。
- 中小企業には、下記等の**優遇措置**が認められている。
 - ミニマム・タックスに係る税率について**7%**を適用
 - 欠損金の**1年間繰戻し**
 - 特別税額控除の適用

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税

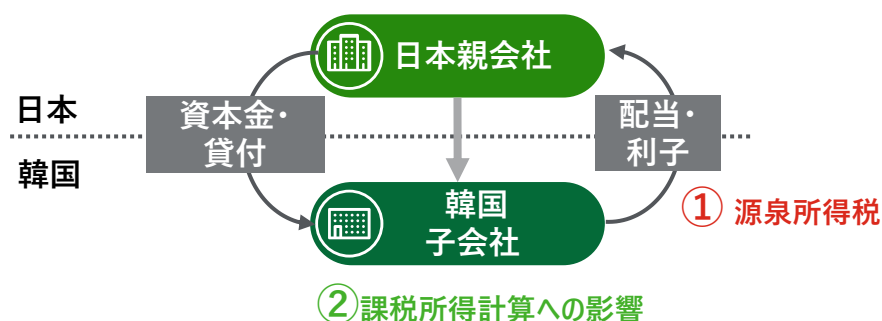


受領者 所得	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法		租税条約
利子	<ul style="list-style-type: none"> •14% (*1) •25% (社債利子等の非営業代金の利益) (*1) 	<ul style="list-style-type: none"> •14% (債権の利子) (*2) •20% (*2) 	10%
配当	0%	20% (*2)	5/15% (*3)
使用料	0%	20% (*2)	10%

- (*1) 源泉税の10分の1の税率の地方所得税が課される
- (*2) 地方所得税を含めた場合、(上記14%は) 15.4%、(上記20%は) 22%となる
- (*3) 5%：議決権の25%を6か月以上保有した場合
15%：その他の場合

進出・撤退時の留意すべき課税関係 (1/2)

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税 日本親会社

韓国子会社が日本親会社に対して支払う配当に係る源泉税の税率は日韓租税条約により保有割合・保有期間に応じて5/15%となる。

韓国子会社が日本親会社に対して支払う利息に係る源泉税の税率は日韓租税条約により10%となる。

② 課税所得計算への影響 韓国子会社

過小資本税制により、韓国子会社が、その支配株主から借入を行っている場合、資本の200%（一部の金融機関では600%）を超える貸付に係る利息は、**損金算入されない**。なお、この対象となる貸付には、支配株主によって保証された第三者からの貸付も含まれる。

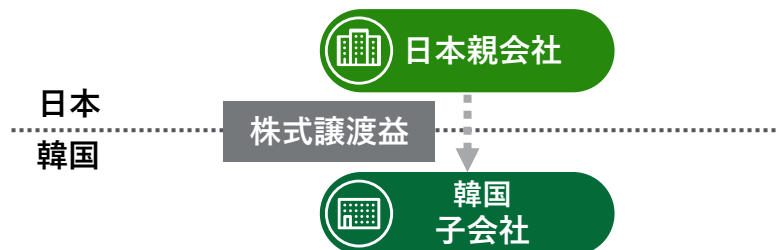
さらに、2019年1月1日以降に始まる課税年度から新しい利息の損金算入否認ルールが導入された。

新ルールでは、控除対象外の利息は以下のいずれか大きい方となる。

(i) 上述の過少資本税制で否認された利息控除額 (ii) 調整後課税所得の30%を超える純支払利息。調整後課税所得は、課税所得に固定資産の減価償却費と純支払利息を加えた金額となる。純支払利息は、関連当事者に支払われた利息の合計から関連当事者から受け取った利息の合計を差し引いた金額となる。

進出・撤退時の留意すべき課税関係 (2/2)

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



■ 韓国におけるキャピタルゲイン課税

🏢 日本親会社

非居住者のキャピタルゲインについては、**譲渡対価の11%**（地方税を含む）または**キャピタルゲインの22%**（地方税を含む）のいずれか低い方が課される。

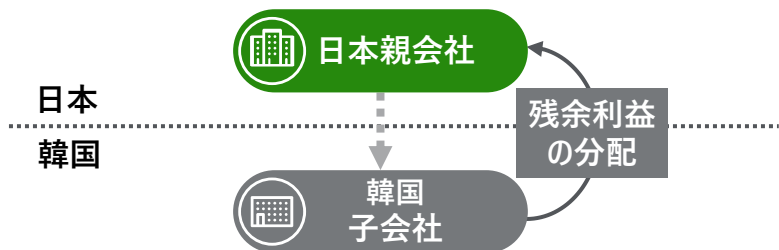
ただし、日韓租税条約により、**持分の25%以上を保有する**（*1）会社の**5%以上の持分を譲渡**（*2）した場合、または、**韓国不動産保有法人の株式を譲渡**した場合のみ課税が生じる。

（*1）譲渡者及び関連者の持分の合計額で判断し、譲渡が発生した課税年度のうち、いずれかの時点で25%以上保有していた場合

（*2）譲渡者及び関連者によって課税年度中に譲渡された株式の合計額で判断

非上場企業の株式の譲渡に対しては、**譲渡対価の0.43%**の証券取引税が売主に対して課される。

清算時の残余利益に対する課税



■ 韓国における配当課税の有無

🏢 日本親会社

清算により株主が受取る残余利益のうち、株主資本を超える金額は**みなし配当**と取り扱われる。

みなし配当に係る源泉税の税率は、日韓租税条約により**保有割合・保有期間に応じて5/15%**となる。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

韓国子会社からの配当には源泉税が課され、その税率は日韓租税条約により5/15%となる。一方、支店からの送金には支店利益税が課されるが、日韓租税条約により免税となる。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	全世界所得課税	韓国国内源泉所得
法人所得税適用税率	11~27.5% (法人税 + 地方税)	11~27.5% (法人税 + 地方税)
申告手続き	事業年度終了の日から3か月以内	事業年度終了の日から3か月以内
利益の還流	配当に係る源泉税の税率は、原則20% (*1)。ただし、日韓租税条約により、税率は保有割合・保有期間に応じて5/15%となる。	利益送金は支店利益税の対象となり、税率20%で課税される。ただし、日韓租税条約が適用される場合には、当該支店利益税は免税となる。

(*1) 地方所得税を含めた場合、22%となる

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税

従業員を雇用する事業者は、社会保障制度への加入が義務づけられ、国民年金等に関して負担する必要がある。付加価値税については、中間申告及び確定申告で年四回ある期限を遵守して、申告及び納付していく必要がある。

従業員の利用にかかるコスト等	<ul style="list-style-type: none">■ 従業員を雇用する事業者は、社会保障制度への加入が義務づけられる。<ul style="list-style-type: none">➢ 国民年金に関する雇用主の負担は、従業員の月額給与（上限KRW524万）の4.5%である。➢ その他に、雇用主は下記に関する社会保険料を負担する必要がある。<ul style="list-style-type: none">• 国民健康保険：従業員の月額給与の3.43%、長期療養保険料：健康保険料の11.52% （2022年：従業員の月額給与の3.495%、長期療養保険料：健康保険料の12.27%）• 傷害保険：給与総額の0.7～18.6%• 失業保険：給与総額の1.05～1.65%（2022.7.1.以後1.15～1.75%）
付加価値税（VAT）	<ul style="list-style-type: none">■ 課税取引：韓国内での事業上行う財貨または役務の提供及び財貨の輸入取引に関して課税される。■ 税率：一般税率は10%である。■ 申告期限及び納付期限：<ul style="list-style-type: none">➢ 中間申告<ul style="list-style-type: none">• 4月25日（課税期間：1月～3月）• 10月25日（課税期間：7月～9月）➢ 確定申告<ul style="list-style-type: none">• 1月25日（課税期間：7月～12月）• 7月25日（課税期間：1月～6月）■ 登録：事業場ごとに事業開始日から20日以内に登録を申請する必要がある。ただし、新規で事業を開始しようとする者は事業開始前でも事業者登録を申請できる。■ インボイス制度の有無：あり
印紙税	印紙税は、 財産上の権利の設定、移転、変更又は消滅等を証する書類若しくは帳簿 を作成した者に課される。
国境をまたぐデジタルサービスへの課税	国内に事業所を有していないが、一定のデジタルコンテンツを消費者に提供している非居住者は、VATの徴収及び納付のための 簡易登録 に基づいて VAT登録 する必要がある。

法人課税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
外国人投資企業	特定地域においての特定事業を行う外国投資企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象事業に直接投資した場合、取得税及び財産税は事業開始の日から3年または5年間は免税、その次の2年間は50%が減税となる。また、事業に必要な資本財のうち、減免事業に直接使用されるものは、定められた申告により導入される場合には関税、特別消費税及びVATが免除される。 ■ 対象事業に（直接投資ではなく）事業譲渡等により投資した場合、直接投資の場合と比べて減免率及び減免期間が短縮される。
統一投資税額控除	特定の投資を行う企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年以降、一定の施設への投資に対して以下のような投資税額控除（土地及び車両等への投資を除く。）を受けることができるようになった。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般設備基本税額控除: 当期投資額×1%（中小企業：10%、中堅企業：3%） ➢ 新成長事業設備基本税額控除: 当期投資額×3%（中小企業：12%、中堅企業：5%） ➢ 追加税額控除: (当期投資額-3年平均投資額) ×3%
中小企業	新設された特定の事業を営む中小企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ Seoul Metropolitan area外に創業中小企業・創業ベンチャー中小企業・エネルギー新技術中小企業として新成長サービス業を営む場合、所得が最初に発生した年を含め、最初の3年間は75%、その後の2年間は法人所得税が50%減額される ■ 事業用資産に係る固定資産税が、当初3年間は100%、その後2年間は50%減額される ■ 取得税が4年間は75%減額される ■ 資本登録のための登録免許税が免除される（2020.12.31.まで創業した場合に限る）
技術・人材育成税額控除	製造業、鉱業、その他の事業に従事し、技術開発や人材育成のための費用を負担する企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新成長技術及び基盤技術への支出：一定の調整を加えた当期支出の20%（KOSDAQ上場中堅企業：25%、中小企業：30%） ■ その他の支出： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該支出の対前年度比の25%（特定中堅企業40%、中小企業50%）または ➢ 当該支出の最大25%（企業規模による）

PE課税—PE類型

PEの種類

支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



代理人PE

独立した地位を持つ者を除き、企業を代表して活動し、企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人



韓国のPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

建設PE

6カ月を超える期間存続する建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動



MLI条約の署名：

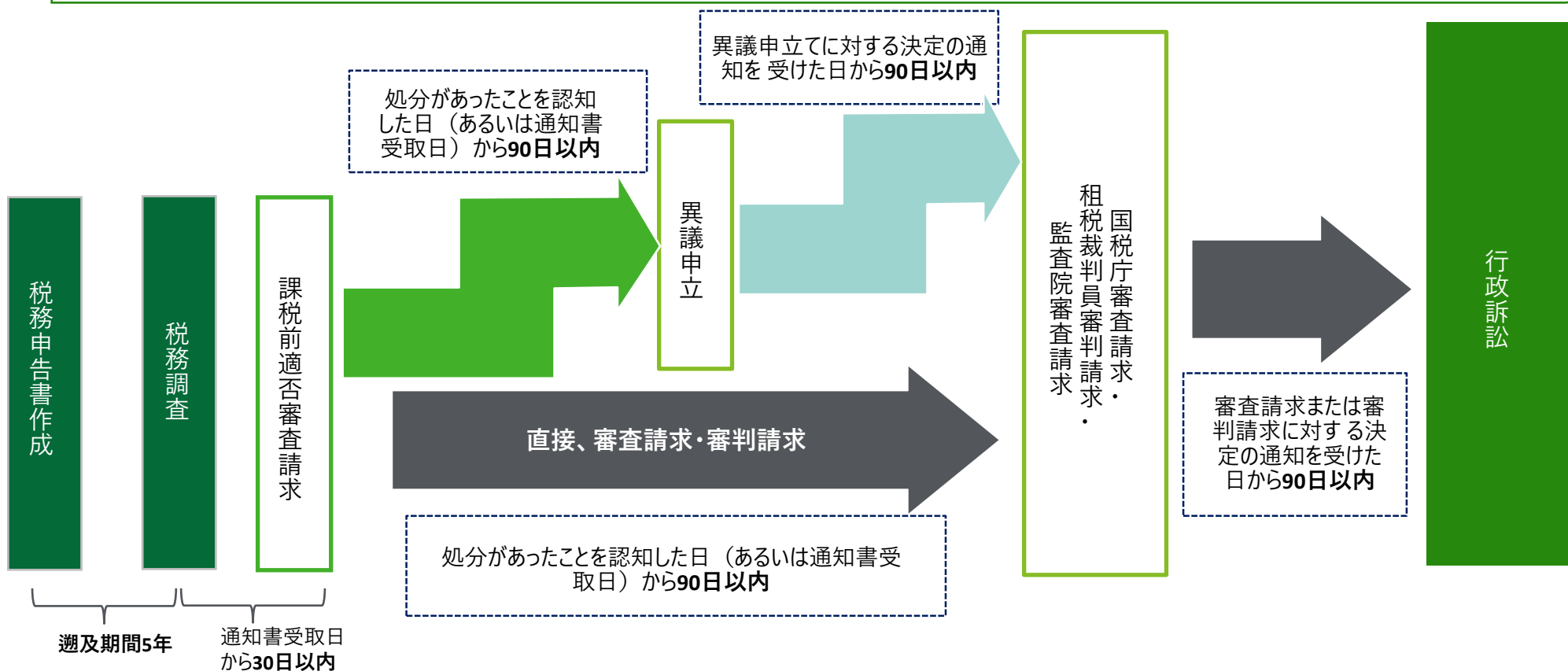
日本：2019年1月1日に発効
韓国：2020年9月1日に発効

PEに関連するMLI条約の規定の適用
なし（従って、現行有効な租税条約のみを参照すればよい。）

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

■ 税務調査

税務当局は税務調査を行う場合、調査を受ける納税者に調査開始**15日前**に調査対象税目、調査期間及び調査事由等を通知しなければならない。ただし、事前通知をすると、証拠隠滅等により調査の目的を達成できないと認められる場合にはその限りでない。また、税務当局は税務調査終了日から原則**20日以内**に税務調査の内容、決定または更正する課税標準、税額、算出根拠等が含まれた調査結果を納税者に説明し、これを書面で通知しなければならない。



■ 税務当局の名称：韓国国税庁（National Tax Service；NTS）

<https://www.nts.go.kr/english/main.do>

ホットトピックス（1/2）

国外関連者及び国内関連者への支払いについて損金算入が否認されるケースが散見される。事前の対応により、リスク管理しておくことが推奨される。

01

マネジメントサービス料
（法人税）

論点

■ 国外関連者に対するマネジメントサービス料の支給時における業務無関連費用などの損金不算入

内国法人が国外関連者とマネジメントサービス契約を締結してMSF（Management Service fee）を支払うとき、内国法人が国外関連者からマネジメントサービスに関連した便益のインセンティブを立証できない場合には、業務無関連費用として損金不算入となる。

この点、たとえ、内国法人が実際のマネジメントサービスを提供されたことが確認される場合でも、国外関連者が内国法人に請求したマネジメントサービス料の配分根拠上、株主関連の費用、過多請求、配分されてはならない金額が含まれていると損金不算入となる。

損金不算入となるリスクに対して、マネジメントサービス契約内容の検討及び妥当な証憑の具備、算定の合理性の確保等による対応が必要となる。

02

不当行為計算否認
（法人税）

論点

■ 国内関連者との取引を通じた過多費用などに対する損金不算入

国外関連者との取引に適用される移転価格の概念が国内関連者取引にそのまま適用されるのが不当行為計算否認規定となる。

当該規定においては、国内関連者との取引を通じた過多費用などに対する損金不算入について、健全な社会通念及び商取引の慣行、及び、非関連者間の正常的な取引において適用されている又は適用されると判断される価格（料率・金利・賃貸料及び交換比率とその他これに準じることを含む）を基準として判断される。

損金不算入となるリスクに対して、最近の追徴事例を考慮した事前準備（契約の整備、証憑の補完など）が必要となる。

ホットトピックス（2/2）

事業の一部が行われる場所（外注倉庫、職員常駐支店など）に対する付加価値税法上の事業場としての成否の検討を事前しておく必要がある。また、値引きではない奨励金の付加価値税上の取り扱いに注意が必要である。

03

事業場の未登録
（付加価値税）

論点

- 付加価値税法上、事業場が成立する事業の一部が行われる場所での事業者登録未対応
付加価値税法上、事業場は“事業者が事業をするために取引の全部または、一部を行う固定された場所”としており、製造業の場合、最終製品を完成する場所とされている。この点、付加価値税法上、事業場が成立する、組立などの工場としての役割をする未登録事業場の供給分に対し、税金計算書不誠実加算税を賦課することがある。対策として、事業の一部が行われる場所（外注倉庫、職員常駐支店など）に対する付加価値税法上の事業場としての成否の検討が必要となる。

04

販売奨励金
（付加価値税）

論点

- 値引きではない奨励金の付加価値税上の取り扱いの誤り
奨励金は“事業者が自己の財貨の販売促進のために取引相手の販売実績に従って一定率で支払うものであり、金銭で支払う場合、課税標準から控除しない”とされている。一方、値引きは課税標準から控除して申告される。この点、奨励金に該当するにもかかわらず、値引きとして取り扱い付加価値税の課税標準から差し引いて申告する事例が散見される。実務上、奨励金と値引きが実務上区分しにくい場合が多いため、取引先との契約書、約定書などに対する綿密な総合検討が必要となる。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置

項目	ステータス	内容
法人所得税関連	施行済み	特別災害地域（2億ウォンに限る）に立地することを条件として、2020年6月30日が属する課税年度に発生した所得に対して小規模企業は 60%の法人所得税減税 、中規模企業は 30%の法人所得税減税
申告・納期限の延長	施行済み	<ul style="list-style-type: none">■ 中小企業の法人所得税に係る申告・納付期限を最長9ヶ月延長■ 中小企業の地方法人税に係る申告・納付期限を最長1年延長
間接税関連	施行済み	年間売上高が8,000万ウォン以下の個人事業者が支払うべきVATを一時的に減額

韓国の移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期
1995年

02

関連者の定義

- ① 親会社／子会社／兄弟会社（判定基準は直接保有・間接保有合わせて持分比率が50%以上）
- ② 実質支配力基準（資本の関係、棚卸資産・金融・役務取引等の利害関係により判定）
（国租法第2条および国租法施行令第2条）

03

移転価格調査の時効

原則7年（国税基本法第26-2条）

04

独立企業間価格の算定方法

（棚卸資産取引）

下記算定方法のうち最も適切な方法を選定

（国租法第8条） ① CUP法 ② RP法 ③ CP法 ④ PS法 ⑤ TNMM ⑥ その他合理的な方法（国租法施行令第10条）

（無形資産取引）

棚卸資産取引における方法のうち、**CUP法、PS法を優先適用**

その他合理的な方法を適用する場合は未来のキャッシュフロー予想額を現在価値で割引する方法を適用（国租法施行令第13条）

（役務提供取引）

同上

低付加価値役務取引は該当役務の**原価に5%を加算**した金額を独立企業間価格とみなす。（国租法施行令第12条）

（資金貸借取引）

国外関連者に資金を貸付する場合：**4.6%**

国外関連者に資金を借入する場合：直前事業年度終了日の通貨別12ヵ月満期ロンドン銀行間の貸付金利に**1.5%**を加算した金利。
但し、12ヵ月満期ロンドン銀行間の貸付金利がない通貨の場合は、米国通貨の12ヵ月満期ロンドン銀行間の貸付金利に**1.5%**を加算した金利（国租法施行令第11条）

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：**あり**（発効日：1999年11月22日）
- 実務上の適用可能性：**長年実績あり**（2019年まで処理された日本とのAPAは130件）

LF/MFの概要

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

- 以下の要件をすべて満たした内国法人又は国内事業場のある外国法人
 - ① 国外関連者との対象課税年度の取引規模の合計額が**500億ウォン**を超える
 - ② 対象課税年度の単体売上高が**1,000億ウォン**を超える（国租法施行令第34条）

②作成期限

- 提出期限と同じ

③提出期限

- 事業年度終了日の属する月の末日から**12ヵ月以内**に提出（国租法第16条）

④作成言語

- **韓国語**（国租法施行令第34条）

⑤罰則

- 未提出または虚偽提出の場合は**3,000万ウォン**（国租法施行令第100条）

マスターファイル (MF) の概要

①作成義務対象者

- ローカルファイルと同じ（国租法施行令第34条）

②作成／提出期限

- ローカルファイルと同じ（国租法第16条）

国別報告書の概要

国別報告書 (CbCR) の概要

(セカンダリーファイリング*の場合のみ)

①作成義務対象者

- 前年度の連結グループの年間売上高が**1兆ウォン以上**の多国籍企業の最終親会社である内国法人
- 最終親会社がCbCRの提出義務を負わない場合、自動交換によって税務当局がCbCRを入手できない場合はセカンダリーファイリングメカニズムにより、**韓国子会社がCbCRの提出義務を負う。**(国租法施行令第35条)

②提出期限／作成期限

- 事業年度終了日の属する月の末日から**12ヵ月以内**に提出 (国租法第16条)

③罰則

- 非提出、不完全な内容、誤った内容を記載した場合、**KRW 3,000万ウォン**の罰金が課される。なお、通知書に関して、罰則はない (国租法施行令第100条)

④国別報告書に係る通知書 (Notification) の要否

- 事業年度終了日の属する月の末日から**6ヵ月以内**に提出 (国租法施行令第35条)

*セカンダリーファイリングとは最終親会社の所在する国において国別報告書に関する法整備がされていない等の理由により、最終親会社以外の構成会社が当該構成会社の所轄税務当局に提出することである。

最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の
傾向

論点

CASE 1:【経営諮問料の過多支給、高価の輸入を通じた所得移転、使用料所得の漏れ】

- 韓国内の子会社が外国の親会社に経営諮問料を過多支給する手法で国内所得を縮小
- 海外関連会社（ブランド品メーカー）の製品をわざと高価で輸入して国内で稼いだ所得を国外に移転
- 商標使用料（Royalty）を製品価格に含ませることに取引構造を変更し、使用料に対する源泉徴収を脱漏

CASE 2:【機能分散および代理人を利用した恒久的施設（PE）の回避】

- 外国企業Aはオンラインサービスを提供する多国籍企業で、国内系列会社と単純支援サービスの契約を締結した。
- 韓国内の系列会社は外国企業Aの事業と関連する本質的で重要な活動を遂行し、実質的な契約締結権を行使しているが、単純機能だけ遂行したり、契約締結権がないように偽装してPEの地位を回避

CASE 3:【事業構造改革（Business Restructuring）を通じた所得の移転】

- 外国企業の韓国内子会社は、完全な機能を遂行する販売業者（Full-fledged distributor）である。
- 事業構造改革により、韓国内の子会社が販売代理人（Commissionaire）に偽装（商品販売および技術支援など以前と同じ機能を遂行）して、所得の大部分を国外に移転

02

対応方法についての
助言

論点

- 適切な**移転価格文書**および**当局への説明資料**を具備するなどの対応が必要
- PE課税・移転価格に関して、実態や便益の有無を含めた**“事実認定”**について疑問視されることが調査の発端として見受けられるため、事実認定に関するより具体的な整理とともに、**韓国子会社との認識の共有**を図ることも重要

移転価格税制の動向（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）

<p>税務当局における税務調査の状況の変化</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 2020年第1四半期にはCOVID-19の影響から、税務調査も停滞していたが、2020年第2四半期以降は、当局が2020年の国税行政運営案として「域外脱税および多国籍企業の攻撃的な租税回避の検証強化」を1つのテーマとしていたこともあり、多国籍企業への積極的な税務調査が行われている。■ 今も上記のような状況は変わりなく維持されている。
<p>APA審査・協議対応の変化</p>	<p>COVID-19の影響により対面会議が差し控えられたことから、各種手続きに遅れが発生している。</p>
<p>現地当局が容認するCOVID-19への対応措置（比較可能性の検討、特殊要因の検討、その他の取扱いの検討等）</p>	<p>COVID-19対応のために、変更・追加された移転価格関連の税制上措置はない。</p>

お問い合わせ

運営受託：デロイト トーマツ 税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2021年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001